

## 京都市緑地協定実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法第72号（以下、「法」という。））による、緑地協定の認可等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

### (緑地協定の申請)

第3条 法第45条第4項、第48条第1項及び第52条第1項並びに第54条第1項の規定による認可を受けようとする者は、緑地協定（認可・変更・廃止）申請書（第1号様式）に別表に掲げる図書の他、市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

### (緑地協定の認可に関する通知)

第4条 市長は、法第45条第4項、第48条第1項及び第52条第1項並びに第54条第1項の規定による認可をしたときは、緑地協定認可通知書（第2号様式）を当該認可の申請者に交付するものとする。

### (土地所有者等が存することとなった場合の届出)

第5条 法第54条第1項の規定により緑地協定の認可を受けた者は、当該認可の日から起算して3年以内に当該緑地協定区域の土地に2以上の土地所有者等が存することとなったときは、土地所有者等届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の土地所有者等届出書には、当該土地の登記事項証明書又は登記事項要約書を添付しなければならない。（原本還付可）

### (緑地協定に加わる手続等)

第6条 法第51条第1項に規定する書面は、緑地協定参加表明書（緑地協定区域内）（第5号様式）とする。

2 法第51条第2項に規定する書面は、緑地協定参加表明書（緑地協定区域隣接区域内）（第6号様式）とする。

3 第1項、第2項の緑地協定参加表明書には、認可を受けようとする土地の登記事項証明書又は登記事項要約書を添付しなければならない。（原本還付可）

(実施細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 認可を受ける際に必要な図書

図書の名称	様式	提出部数	第45条第4項	第48条第1項	第52条第1項	第54条第1項
緑地協定書	任意	3	要	要	不要	要
付近見取図	任意	3	要	要	不要	要
協定区域図	任意	3	要	要	不要	要
緑地協定合意書兼 代表者証明書	第3号 様式	1	要	要	要	不要
土地所有者等の調書	任意	1	要	要	要	不要
認可を受けようとする土地の公図 (原本還付可)	—	1	要	要	要	要
認可を受けようとする土地の 登記事項証明書又は登記事項要約書 (原本還付可)	—	1	要	要	要	要

○公図とは、不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。

○様式を定めない図書については、以下の要件を満たすこと。

- ・緑地協定書：協定内容を記載し、申請者（代表者）の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）を記入すること。
- ・付近見取図：地区名、町名、方位、周囲の通り名、主要な施設名等を図内に記入し、協定区域の位置、範囲が分かること。
- ・協定区域図：区画毎に区画番号を記入し、区画の境界が明確にわかること。また、緑地協定区域と緑地協定区域隣接地が明確に区別できること。
- ・土地所有者等の調書：緑地協定区域内の土地について、「土地の町名、地番、公簿面積」「所有者（権利者）の住所、氏名」を一覧表形式で記載すること。